同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5919482

712. ～746. ［略］　712. ～746. ［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○文部科学省告示第六十九号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月十四日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
弥勒菩薩立像及び付属品（台座及び像内納入品「弥勒上生経及び宝篋印陀羅尼」）	平成二十九年四月十四日	平成二十九年四月十四日から同年六月三十日	独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館 館長　松本　伸之 奈良県奈良市登大路町五十	奈良国立博物館 奈良県奈良市登大路町五十 平成二十九年四月八日から同年六月四日まで
不動明王坐像	同右	同右	株式会社読売新聞大阪本社 執行役員事業本部長　橋本　誠司 大阪府大阪市北区野崎町五―九	同右
地蔵菩薩立像	同右	同右	讀賣テレビ放送株式会社 事業局長　藤門　浩之 大阪府大阪市中央区城見二―二―三十三	同右
釈迦如来立像	同右	同右	同右	同右

○関東地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号　相模原市緑区小原字平野八四〇番四地内　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十四日

○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号及び十七号　新潟市南区保坂字岡下一九五番一から同市南区保坂字岡下二八六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十四日

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二号　名古屋市港区小川三丁目一七五番から同市港区小川三丁目九四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十四日

○近畿地方整備局告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　二十七号　福井県三方郡美浜町気山九三号鶴牧口一〇番二地内

〃　〃　福井県三方郡美浜町気山九三号鶴牧口五番一地内

〃　〃　福井県三方郡美浜町気山九二号牧口前五番一地内